# Price list 訪問介護ふれあい



### ▶ 身体介護が中心の場合の基本額

\*単位:円

区分	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満の場合	201	402	603
20分以上30分未満の場合	300	600	900
30分以上1時間未満の場合	474	948	1,422
1時間以上1時間30分未満の場合	695	1,390	2,085
1時間30分以上の場合	100を加算	200を加算	300を加算
(所要時間1時間から計算して30分増すごとに)	100を加昇	200で加昇	300を加昇

#### ▶生活援助が中心の場合の基本額

区分	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満の場合	220	440	660
45分以上の場合	270	540	810

## ▶身体介護が中心の訪問介護を行った後、

引き続き20分以上の生活援助が中心の訪問介護を行った場合の基本額

区分	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護中心の所定単位数に生活援助中心の訪問介護 の所要時間20分から計算して25分増すごとに加える額	80	160	240
の所女時间20万から計昇して25万増りことに加える領	(限度額239)	(限度額478)	(限度額717)

#### ▶加算

区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(初回訪問した月のみ)*月額	205	410	615
身体介護中心の所定単位数に生活援助中心の訪問介	103	206	309
介護職員処遇改善加算(I)	該当する自己負担額合計の24.5%を加算		1

- 注1) 当事業所は、介護保険法の訪問介護の指定を受けております。
- 注2) 基本介護保険料、また加算は、地域区分料率計算(1単位=10.21円)で計算しております。
- 注3) 初回加算は初回訪問した月のみ月額の加算になります。
- 注5) 介護保険負担金額は目安です。(地域区分計算の小数点以下切り捨て表示の為)

#### ▶キャンセルについて

利用者の都合でサービスを中止した場合、下記の通りキャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料	ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
7 7 2 20074	それ以外	利用料の10%

## ▶サービス内容及び所在地

事業所名称	訪問介護ふれあい
所在地	静岡県沼津市大岡2325-6
事業所電話番号	0 5 5 - 9 2 6 - 6 8 6 8
サービス提供種別	訪問介護・総合事業訪問介護(介護保険を使った訪問介護サービス)
	身体介護サービス(食事介助・入浴介助・排泄介助・移動介助など)
	生活援助サービス(買い物・調理・清掃・洗濯など)
	*介護保険認定を受けている方または介護保険認定の申請を済ませた方
	*介護保険認定の結果が自立の場合それまでに利用したサービスは全額自費となります
サービス提供日	24時間(電話受付時間:8:30~17:30)
サービスエリア	沼津市・清水町・長泉町・三島市・裾野市(一部エリアを除く)

# Price list 訪問介護ふれあい



## ▶基本額の目安(1か月につき)

\*単位:円

区分	1割負担	2割負担	3割負担
週に1回程度の場合	1,201	2,402	3,603
週に2回程度の場合	2,399	4,798	7,197
週に2回を超える程度の場合	3,806	7,612	11,418
I			

短時間の身体介護が中心の場合(1回につき)	167	334	501
-----------------------	-----	-----	-----

#### ▶加算

区分	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(初回訪問した月のみ)*月額	205	410	615
介護職員処遇改善加算(I)	該当する自己負担額合計の24.5%を加算		章

- 注1) 当事業所は、介護保険法の訪問介護の指定を受けております。
- 注2) 基本介護保険料、また加算は、地域区分料率計算(1単位=10.21円)で計算しております。
- 注3) 初回加算は初回訪問した月のみ月額の加算になります。
- 注4) 月途中での利用開始・終了等の場合、当月付きの契約有効期間に応じて日割り計算を行います。
- 注5) 介護保険負担金額は目安です。(地域区分計算の小数点以下切り捨て表示の為)

### ▶キャンセルについて

利用者の都合でサービスを中止した場合、下記の通りキャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料	ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	それ以外	利用料の10%

## ▶サービス内容及び所在地

事業所名称	訪問介護ふれあい
所在地	静岡県沼津市大岡2325-6
事業所電話番号	0 5 5 - 9 2 6 - 6 8 6 8
サービス提供種別	訪問介護・総合事業訪問介護(介護保険を使った訪問介護サービス)
	身体介護サービス(食事介助・入浴介助・排泄介助・移動介助など)
	生活援助サービス(買い物・調理・清掃・洗濯など)
	*介護保険認定を受けている方または介護保険認定の申請を済ませた方
	*介護保険認定の結果が自立の場合それまでに利用したサービスは全額自費となります
サービス提供日	24時間(電話受付時間: 8:30~17:30)
サービスエリア	沼津市・清水町・長泉町・三島市・裾野市(一部エリアを除く)